

債券内容説明書
令和7年9月5日

第49回 東京都住宅供給公社債券

東京都住宅供給公社

1 本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する「第 49 回東京都住宅供給公社債券」（以下「本債券」という。）は、地方住宅供給公社法（昭和 40 年 6 月 10 日法律第 124 号。以下「公社法」という。）第 33 条の 2 に基づき、東京都住宅供給公社（以下「当社」という。）が理事会の議決により、東京都への報告を経て、発行する債券です。

2 本債券は、東京都の損失補償が付されていない公募債券です。

3 本債券については、金融商品取引法第 3 条の規定が適用されることから、同法第 2 章の規定は適用されず、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は必要とされません。

本説明書は、当社の業務、財務の内容等について、公社法第 32 条に定める財務諸表、業務報告書等をもとに、当社が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項の規定に基づく目論見書ではありません。

4 当社の財務諸表は、公社法、地方住宅供給公社法施行規則（以下「公社法施行規則」という。）及び地方住宅供給公社会計基準等に依拠して作成され、公社法で規定する当社監事による意見を付した上で、東京都知事へ提出しているものです。

当社は、経営の透明性向上を目的として自主的に監査法人による会計監査を受けることとしており、令和 5 年度（自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日）及び令和 6 年度（自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日）財務諸表（貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記、附属明細表及び財産目録（「区分」及び「金額」の欄に限る。)) は、有限責任監査法人トーマツにより監査証明を受けています。

なお、当社が作成する財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく公認会計士又は監査法人による監査証明は求められていません。

本説明書に関するお問い合わせ先

東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山

東京都住宅供給公社 総務部 財務課

電話番号 03-3409-2261（代表）

目 次

	頁
第一部 証券情報	
第 1 募集要項	2
1 新規発行債券（20年債）	2
2 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）	5
3 新規発行による手取金の使途	6
第 2 募集又は売出しに関する特別記載事項	7
第二部 法人情報	
第 1 法人の概況	11
1 主要な経営指標等の推移	11
2 沿革	13
3 事業の内容	14
4 関連会社等の状況	40
5 職員の状況	40
第 2 事業の状況	41
1 業績等の概要	41
2 対処すべき課題	47
3 事業等のリスク	50
4 経営上の重要な契約等	52
5 財政状態及び経営成績の分析	52
第 3 設備の状況	54
1 設備投資等の概要	54
2 主要な設備の状況	54
3 設備の新設、除却等の計画	55
第 4 法人の状況	57
1 資本金残高の状況	57
2 役員の状況	57
3 コーポレートガバナンスの状況	59
第 5 経理の状況	60
1 財務諸表の作成方法	60
2 財務諸表の承認等について	60
3 財務諸表等について	61

- (注) 1 本説明書の記載は、特に他の記載がない限り、令和7年9月5日現在のものです。
- 2 本説明書中の表は、計数が四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがあります。なお、決算関連数値については単位未満切り捨てに表記しています。
- 3 当社の事業年度は、各年度4月1日に開始し翌年の3月31日に終了します。本説明書中において、例えば、「令和6年度」とは、令和6年4月1日に開始し令和7年3月31日に終了する事業年度をいい、他もその例になります。